

第4章 具体的施策と目標事業量

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
1・地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	家庭支援保育推進事業	日常における基本的な習慣や態度の涵養等について、家庭環境や保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童について、指導計画の作成や家庭訪問の実施等の家庭支援を行います。現在7ヶ所で実施していますが、必要があれば全ての保育所で対応できる体制とします。	7ヶ所	必要のある全ての保育所	福祉事務所
		病後児保育(施設型)	保育所に預けている子どもが病後の回復期で、まだ集団保育が困難な状態のときに、保育士又は看護師が保育所の空き部屋などを利用して一時的に預かれる施設の設置を検討します。	—	1ヶ所	福祉事務所
		一時保育	保護者の病気、育児疲れの解消など、さまざまな理由に対応して、一時的に保育所で子どもを預かります。現在、浮津保育所で実施していますが、地理的な面を勘案し1ヶ所増設を検討します。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所
		短期利用(ショートステイ)事業	児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を児童福祉施設で一定期間必要な保護を行うための委託料を予算化します。	2人×7日間	2人×7日間	福祉事務所
		放課後児童クラブ	仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に児童館などを利用して、指導員を配置し適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ります。室戸地区で1ヶ所実施していますが、地理的条件なども考慮したうえで1ヶ所の増設を検討します。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所
		つどいの広場	主に乳幼児(特に0歳～3歳)をもつ子育て中の親子の交流・相談の場として「子育てひろば」や「ミルク&ハニー」等の事業を推進し、保健福祉センターをつどいの広場と位置づけし、要望があれば地域での開催を検討します。	1ヶ所	1ヶ所	健康推進課
		地域子育てセンター	保育所を利用していない子どものいる家庭も含めて、地域の子育て家庭を支援する活動を行っています。主な活動内容は、育児不安などについての子育て相談や、園庭開放、子育てサークルの育成・支援などです。現在浮津保育所で実施していますが、佐喜浜保育所の増築に合わせ実施を予定しています。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
1・地域における子育ての支援	(2) 保育サービスの充実	延長保育	多様な就労環境に対応するため、延長保育（開所時間が11時間を超える場合）を3ヶ所で開催しており、1ヶ所増設します。他の園でも居残りや早出保育の実施により保護者のニーズに対応します。	3ヶ所	4ヶ所	福祉事務所
		休日保育	日曜・祝日に保育を行い、他の保育所の園児も預かることも可能であることから、市内で1ヶ所休日保育を実施し、市内全域を対象とします。	—	1ヶ所	福祉事務所
		障害児保育	障害児と健常児との集団保育を、障害児一人ひとりの障害の種類・程度に十分配慮したきめ細やかな保育を実施します。全ての保育所で希望があれば受け入れられる体制をととのえます。	3ヶ所	必要のある全ての保育所	福祉事務所
		地域交流事業	多様化する保育需要に積極的に対応するとともに地域に開かれた社会資源として幅広い活動に取り組めます。地域の施設訪問やお年寄りを招待するなど世代間のふれあい活動を充実します。	—	全ての保育所	福祉事務所
		第三者評価体制の確立	保育サービスの評価等の仕組みの導入、実施について検討を行います。	—	設置	福祉事務所
		保育情報の提供	保育所・福祉事務所で保育所一覧表（各園の保育の方針・特色・年間行事等を記載）の配布と年1回広報むろとに掲載し情報提供に努めます。	年1回	年1回	福祉事務所

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
1・地域における子育ての支援	(3) 子育て支援のネットワークづくり	子育て支援総合窓口(室戸市保健福祉センター)	「保健福祉センター」を室戸市の子育て支援総合窓口と位置付け、育児に関する相談(育児相談、発達上の問題、病気の問題、障害の問題)などについて相談や養育指導を継続して行います。	1ヶ所	1ヶ所	健康推進課
		子育てサポーター(母子保健推進員)	子育て中の親が家庭教育に関して気楽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図るため、「子育てサポーター」として母子保健推進員を位置づけます。	21名	21名	健康推進課
		つどいの広場(再掲)	主に乳幼児(特に0歳～3歳)をもつ子育て中の親子の交流・相談の場として「子育てひろば」や「ミルク&ハニー」等の事業を推進し、保健福祉センターをつどいの広場と位置づけし、要望があれば地域での開催を検討します。	1ヶ所	1ヶ所	健康推進課
		子育てハンドブックの配布	子育てサービスの内容について十分周知されるよう、赤ちゃんパンフレット、ママ・マップ、子育て探検隊などを作成し、母子手帳交付時や健診時に配布します。	300冊	300冊	健康推進課
		子育て支援ホームページの充実	健診やイベント等の各種子育てサービス等が、利用者に十分周知されるよう、随時イベント等の子育て情報を掲載し、年1回はホームページの更新を行います。	有	年1回更新	健康推進課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課
1. 地域における子育ての支援 (4) 児童の健全育成	放課後児童クラブ (再掲)	仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に児童館などを利用して、指導員を配置し適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ります。室戸地区で1ヶ所実施していますが、地理的条件なども考慮したうえで1ヶ所の増設を検討します。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所
	児童館事業	地域の子どもたちが遊び、スポーツ、文化活動などをおして、健康で、豊かな情操を育むことを目的とした施設であり専門職員として児童厚生員が配置されています。羽根児童館の取り組み内容を更に充実させるとともに、市内にもう1ヶ所の児童館の設置の検討を行います。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所
	図書館活動	子どもに本を身近なものとするための事業や夏休み子供教室を継続実施するとともに、読み聞かせストーリーテリングの実施、レファレンスサービスの充実を図ります。また、小さな子ども連れ専用スペースの確保や玄関・トイレのバリアフリー化に取組みます。	1ヶ所	1ヶ所 親子専用スペース の設置	社会教育課
	公民館の活用	高齢者と児童相互の交流を深め合い、互いの世代を理解しあう世代間交流事業や青少年健全育成事業に取り組んで行くとともに、市民図書館による児童図書巡回及び閲覧を実施しており、今後も図書の読み聞かせ等一般の子どもがより利用しやすい施設（公民館）となるように工夫をして行きます。	3ヶ所	3ヶ所	社会教育課
	生活改善センター の活用	課外学習活動への支援 ①子ども会への支援（小・中学生）予習、復習、読書、スポーツ交流等による子ども間の親交や絆を深めるため課外活動の場として施設を提供します。（午後3時～5時15分） ②児童の帰宅待合の場や遊びの場として施設を提供します。（午後3時～5時15分）	1ヶ所	1ヶ所 公民館転換 検討	農林課
	学校開放（体育館・運動場）	学校週5日制に伴い、土曜日の午前中を一般児童に開放していますが、利用件数が少ない状況であり、ボランティア指導員の配置等によるモデル地区の指定により継続について検討を行います。	17ヶ所	モデル地区の指定 (1ヶ所)	社会教育課

施策名		施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課
1・地域における子育ての支援 (4) 児童の健全育成	教育集会所の青少年等学習活動支援事業	青少年に多様な学習活動・体験活動や交流の機会を提供し、青少年の健全育成と人権意識の高揚を図るため、教育集会所・市民館等において文化・教養・レクリエーションや地域との交流、人権問題等の行事を通して学校、地域の人たちと連携しながら活動事業を実施するとともに、子ども会活動の充実と活発化を引き続き支援します。	8ヶ所 年間 140時間	8ヶ所 年間 140時間	人権教育課
	学校開放（空き教室・図書室）	現在、放課後児童クラブの設置されている校区の小学校には、空き教室とされている教室はありませんが、今後、空き教室の出た場合の対応や休日の図書室の開放などの管理・運営方法について検討します。	—	管理・運営要綱の設置	学校教育課
	休日の保育所園庭の開放	休日等における、子どもが歩いていける範囲にある安全な遊び場として、保育所の園庭を開放するための管理・運営方法について検討します。	—	管理・運営要綱の設置	福祉事務所
	児童遊園地・児童遊び場の整備	平成14年度に宝くじ協会より贈呈を受け児童遊園地については全て、児童遊び場については、一部で遊具の整備を行っています。今後についても、地域や学校、保育所等と連携を取り、遊園地及び児童の遊び場としての機能を保つよう整備を進めます。	—	管理ボランティア育成	福祉事務所
	室戸の子どもネットワーク	行政や市内の小・中・高及び保育所、警察、PTA連合会、家庭児童相談室、民生児童委員、その他関連機関・ボランティア団体の参加により、ネットワークを通じて児童をとりまく諸問題に取組み、個々の児童の心身の成長及び人格の形成に手をさしのべ、児童福祉の増進と健全育成を図るため、年1回「室戸の子どもネットワーク」を開催するとともに各地域でのケース検討会を実施します。	年1回	年1回 各地域で ケース 検討会を 随時開催	福祉事務所
	育児支援を要する児童へのネットワークの形成	育児支援を要する児童・保護者に対し支援体制を整備するため、16年度より健康推進課、福祉事務所、保育所、教育委員会、心理判定員等との関係機関による育成指導事業の運営会議を実施します。	年2回	年2回	健康推進課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
1・地域における子育ての支援	(5) 地域等との交流の推進	乳幼児と地域の高齢者との世代間交流の推進	平成16年度より保健福祉センターで実施されている市民交流ひろばと同日に母子事業を実施することで世代間交流を図ります。また、母子保健事業を行う際には異世代での交流を常に意識していきます。	毎週水曜開催	毎週水曜開催	健康推進課
		保育所の地域交流事業(再掲)	多様化する保育需要に積極的に対応するとともに地域に開かれた社会資源として幅広い活動に取り組めます。地域の施設訪問やお年寄りを招待するなど世代間のふれあい活動を充実します。	全ての保育所	全ての保育所	福祉事務所
		地域子育てセンター(再掲)	保育所を利用していない子どものいる家庭も含めて、地域の子育て家庭を支援する活動を行っています。主な活動内容は、育児不安などについての子育て相談や、園庭開放、子育てサークルの育成・支援などです。現在浮津保育所で実施していますが、佐喜浜保育所の改築に合わせ実施を予定しています。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所
		小・中学生の体験学習の機会を利用した地域行事への積極的な参加	地域に伝わる伝統芸能の継承のため、地域の方々から指導をいただいたり、神祭など地域行事に参加するなどの取り組みが行われており、放課後の自主的な参加はもちろん、学校行事として学校ぐるみの取り組みを行っていきます。	2校	5校	学校教育課
		中・高校生のポートリンカーンとの国際交流の推進	友好都市であるオーストラリア・ポートリンカーン市とは、中・高生の年1回の受入、派遣により、ホームステイや学校体験交流、文化体験、市民との交流を行っており、今後も貴重な交流体験の継続を図って行きます。	年1回	年1回	企画振興課
		中・高校生と幼児がふれあう機会の拡充	中学生については交流事業として、高校生については職場体験において、保育所を訪れ幼児を観察したり、ふれあいを通して関りを学んだり、将来の進路の参考となるよう保育士の手伝いをしながら園児とのふれあいをしています。一般の生徒に対してもふれあいの機会を与えるよう園児との合同遠足や小学生も含めた合同運動会などを実施します。	交流事業 職場体験 参加者	全生徒	福祉事務所 学校教育課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
2・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保	安全なお産のための相談・教育機会の提供	母子健康手帳交付時や、電話相談を中心に対応しています。また子育てひろば等で先輩母親や乳児との交流を図り、助産師による母乳育児の学習の場を年1回開催します。また、現在参加者が少ないため休止している妊産婦教室の再開を検討し、その中で食育・喫煙等に対するビデオ学習等の場の提供を計画して行きます。	学習の場年1回	学習の場年1回 (妊産婦教室の開催検討)	健康推進課
		産前産後支援体制の整備	母子健康手帳交付時に面談し、妊娠期における不安の有無の確認や相談・指導などを実施し、ハイリスク者のチェックや妊娠期からの関係づくりを図ります。また、妊婦一般健康診査の受診結果の確認を行い、必要に応じて電話や訪問による相談を行います。	相談随時実施 一般健康診査の受診結果確認	相談随時実施 一般健康診査の受診結果確認	健康推進課
		乳幼児健診の充実	4ヶ月児健診、10ヶ月児健診、1歳9ヶ月児健診、3歳6ヶ月児健診を対象に集団健診を行い、7ヶ月児にはアンケート健診を実施するとともに、未受診者の把握・訪問・電話でのフォローを行います。また、1歳までの乳児に医療機関での受診券2枚を交付し、個別検診への受診勧奨を実施します。	受診率87% (H15年度)	受診率90%以上の確保 未受診者の全把握	健康推進課
		乳幼児健診等を利用した相談指導の実施	乳幼児への集団健診の機会を利用し、小児科医、歯科医師による診察や保健師、栄養士、歯科衛生士等による指導や助言等を必要に応じて実施します。また、幼児健診では発達の遅れなどの育児不安が強い保護者、育児支援を要する保護者等に対し、随時、心理判定員の相談・指導を受けることができるようにします。	相談随時実施	相談随時実施	健康推進課
		新生児訪問の充実	母子手帳交付時に出生連絡票（ハガキ）の添付及び住基データの確認により、出生状況を早期に把握し、必要に応じて新生児出生の家庭への訪問を行います。	新生児の状況全数把握	新生児の状況全数把握	健康推進課
		育児支援を要する保護者・児童への支援	育児不安の強い保護者、育児支援を要する保護者・児童を対象に、育児支援教室として「ゆうゆうひろば」を月2回実施します。保育所への通所の有無に関わらず、月に数回はゆったりとした親子の時間を過ごし、遊びや親子のふれあい等を通して、育児不安の軽減に努めます。	ゆうゆうひろば月2回実施	ゆうゆうひろば月2回実施	健康推進課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
2・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(2) 「食育」の推進	妊産婦への「食育」の推進	母子手帳発行時に食に関するパンフレットの配布を行い、必要に応じて相談や訪問を行っています。また、現在参加者が少ないため休止している妊産婦教室の再開を検討し、適切な栄養を確保できる知識を身につけるための「食育」に取り組んでいきます。 あわせて、年1回母乳育児の学習を開催します。	訪問相談 随時実施	訪問相談 随時実施 妊産婦教室の 開催検討	健康推進課
		乳幼児の「食育」の推進	乳児期からの食習慣の確立のため、離乳食教室、幼児食教室を開催します。また、幼児健診時におやつコーナーを開催し、幼児期のおやつの意味や食べることの必要性について、栄養士や食生活改善推進員の指導が受けられる場として実施しており今後も継続して実施します。	離乳食教室年4回開催・幼児食教室年1回開催・おやつコーナー年12回実施	離乳食教室年4回開催・幼児食教室年1回開催・おやつコーナー年12回実施	健康推進課
		保育所での「食育」の推進	幼児期からの食生活を確立させるため、平成16年度より必要に応じて栄養士、歯科衛生士、保健師が保育所に出向き保護者に学習の場を提供します。	要請時に 随時実施	要請時に 随時実施	健康推進課
		小・中学校での「食育」の推進	小・中学校においても、「食」に関する観点から、個人生活における健康についての理解を通じて、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育てるよう対応するとともに、栄養士による学習の機会の場の創出や地域の人を招いての調理実習の開催などを実施します。	調理実習 1校	調理実習 2校 講習会 2校	学校教育課
		地域における「食育」の推進	食生活改善推進協議会の事業として、小学生の親子を対象に親子料理教室を年1回保健福祉センターで開催しており、調理を通じた「食育」を実施しており、今後も継続して実施します。	年1回 開催	年1回 開催	健康推進課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
2・母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(3) 思春期保健対策の充実	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	—	講習会 年1校 開催	学校教育課	
		性や性感染症予防に関するパンフレット等を配布し、正しい知識の普及促進に努めます。	—	パンフレットの配布	健康推進課	
	喫煙や薬物に関する教育	喫煙や薬物等に関する教育については各校で警察・保健所等の協力を得て、中学3年生を対象に薬物乱用防止教室を引き続き開催します。	各校 年1回	各校 年1回	補導センター	
		未成年の喫煙や薬物等の使用について地域住民が直接注意できる土壌づくりのため、警察等の協力を得て講演会やセミナー等の開催を行います。	—	年1回	補導センター	
		妊娠期からの母親の教育のため、母子健康手帳交付時に問診を行い、喫煙やアルコールの害についての指導を行って行きます。	母子健康 手帳 交付時	母子健康 手帳 交付時	健康推進課	
	(4) 小児医療の確保	小児医療の確保・充実	小児科医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤であり、今後、病院等関係機関と協議しながら要望し、小児医療の充実・確保に取り組むとともに医師会等の協力により、小児科医を中心とした子どもの健康を守るためのネットワークの構築に取組めます。	—	ネット ワーク の構築	健康推進課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成	家庭を築くこと子どもを生き育てることに関する教育・啓発活動の推進	県の「命きらきら事業」等の事業を各学校で積極的に受入ることにより、妊婦や助産師に学校を訪問してもらい、命の大切さや子どもを育てることについて考える機会の拡充を図って行きます。	年2校	年2校	学校教育課
		中・高校生と幼児がふれあう機会の拡充(再掲)	中学生については交流事業として、高校生については職場体験において、保育所を訪れ幼児を観察したり、ふれあいを通して関りを学んだり、将来の進路の参考となるよう保育士の手伝いをしながら園児とのふれあいをしています。一般の生徒に対してもふれあいの機会を与えるよう園児との合同遠足や小学生も含めた合同運動会などを実施します。	交流事業 職場体験 参加者	全生徒	福祉事務所 学校教育課
		乳児健診等の活用による中・高生が赤ちゃんとふれあう場の創出	中・高生の体験学習の一環として、乳幼児健診や子育てひろばなどに出向くことにより、赤ちゃんとふれあう場の創出をします。	—	実施	学校教育課
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	確かな学力の向上	室戸市の教育をすすめる会より提言のあった「学力向上」に関する提言に基づき、小・中校各2校をモデル校として、全国的にも広がりを見せている兵庫県山口小学校や他の検証済みの実践事例を学校の実情にあわせ取入れており、今後モデル校の指定を増やしていきます。	小・中 計4校	小・中 計6校	学校教育課
		豊かな心の形成	外部人材の協力による学校の活性化の推進を図るため特別非常勤講師を派遣し、農産物づくりや粘土細工などの授業を行い、地域の人との交流を深めるとともに、通常の授業ではできない多様な教育活動を展開し、子どもたちの生きる力を育成し、子ども一人ひとりの個性を活かす取組みの充実を図ります。	特別非常 勤講師 13名	特別非常 勤講師 20名	学校教育課
			子どもと親の相談員や養護教諭等を活用し、悩みや不安等の解消に努めています。今後も何事も気軽に相談できる第三者的な存在となり得る者を児童・生徒の身近に配置し、子どもたちが心のゆとりを持てるような環境を作るよう取組みます。	相談員 1名	相談員 3名	学校教育課
			不登校児童の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細やかな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭訪問指導など不登校対策の中核的機関として教育研究所において、学校・家庭・関係機関と連携し取組み、臨床診断士を交えた事例研修や子どもやその保護者へのケアを行います。	研修会 年5日	研修会 年5日	学校教育課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	<p>県のスポーツエキスパート活用事業を中学校の2校が受け、地域の専門的な技術指導力を備えた指導者から年間30日指導していただき、部活動を活性化させると共に地域社会との連携を深めています。生徒数の減少により、専門的な技能指導者の確保が困難となっていますが、今後とも地域の方々の協力を得て部活動の充実を図っていきます。</p>	スポーツエキスパート活用事業 2校	スポーツエキスパート活用事業 5校	学校教育課
		<p>小・中学校において、性や性感染症に関する基礎知識を生徒に身に付けさせ、自らの健康を適切に管理し改善する資質や能力を育てるとともに、保健師などによる学習の場の提供を行います。(再掲)</p>	—	講習会 年1校 開催	学校教育課
		<p>小・中学校においても、「食」に関する観点から個人生活における健康についての理解を通じて、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育てるよう対応するとともに、栄養士による学習の機会の場の創出や地域の人を招いての調理実習の開催などを実施します。(再掲)</p>	調理実習 1校	調理実習 2校 講習会 2校	学校教育課
	信頼される学校づくり	<p>「地区教育をすすめる会」は市内6地区に分かれて、それぞれの地域の実態に応じて活動を行い、地域・家庭・学校の三者が連携して、清掃活動や挨拶運動等を各地域で継続的に行っています。また定例会において、この三者が情報交換しそれぞれの立場で子どもに対してどのように関わるかを話し合っ確認し、地域ぐるみ教育の推進に今後も貢献していきます。</p>	地区教育をすすめる会 6地区	地区教育をすすめる会 6地区	学校教育課
		<p>小規模特認校制度(中川内小中学校)の活用による通学区域の弾力的活用により、地域の特色ある自然環境の中で豊かな人間性を培い、明るくのびのびとした教育に取り組んでいます。今後、小規模校の特色を活かして学力の定着、向上を図り地域ぐるみであらゆる教育活動を推進し、地域の活性化を図ります。</p>	特認校 1校	特認校 1校	学校教育課
		<p>耐震性に問題があるとされる、昭和56年5月以前建設の小・中学校10校について平成16・17年度耐震診断を行い、老朽化が著しい学校等については、危険度・緊急度に応じて耐震補強・改築に取り組めます。</p>	4校	6校 H17年度	学校教育課
		<p>老朽化の激しい室戸中学校について、平成17年度設計・平成18年度に建て替えを行います。岬小学校については、旧岬中学校の改修を平成17年度に行い移転します。</p>	—	室戸中学校(H18年度建替) 岬小学校(H17年度改修・移転)	学校教育課
		<p>学校の管理下での事件・事故が大きな問題となっている状況を踏まえ、小学校低学年(一部では全学年)に防犯ブザーを配布しており、今後全学年に配布します。また、警察署や関係機関の協力により、防犯訓練や火災訓練等を実施するとともに、各学校で危機管理マニュアルを作成し、学校内での事件・事故が無いよう努めます。</p>	防犯ブザー 低学年に 配布	防犯ブザー 全学年に 配布	学校教育課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(3) 家庭や地域の教育力の向上	乳幼児健診等を利用した家庭教育の情報提供	専門家による学習の場 年3回提供	専門家による学習の場 年3回提供	健康推進課
	家庭教育サポーターの増員による相談体制の整備	家庭教育サポーター1人が地域で地道に相談に応じたり、母子の集まる場に積極的に参加し家庭教育の向上に取り組んでいます。今後、家庭教育サポーターの増員を図ります。	登録人数1人	登録人数3人	学校教育課
	地域住民・関係機関の協力による自然体験活動・世代間交流の充実	学校等の実情を踏まえて創意工夫し、きめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化の推進を図るため特別非常勤講師を派遣し、農産物づくりや粘土細工などの授業を行い、地域の人との交流を深めると共に通常の授業ではできない多様な教育活動を展開し、子どもたちの生きる力を育成し、子ども一人ひとりの個性を活かす取り組みの充実を図ります。(再掲)	特別非常勤講師 13名	特別非常勤講師 20名	学校教育課
	教育集会所事業	地域の家庭教育及び地域教育の醸成を図るため、子供たちの保護者との相談活動を行い、地区内で開催している文化的行事に対して協力を行うとともに地域の伝統芸能を学び指導者の育成を図ります。現在、手芸・編み物・洋裁等の教室を実施していますが新たに始めた英会話教室が好評につき箇所数を増設します。	英会話教室 1ヶ所	英会話教室 3ヶ所	人権教育課
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	補導委員会の実施	市内9地区、各4回の補導委員会を実施し、地区補導委員の協力により、実態把握を行い、また警察の協力により関係業界に自主的措置を働きかけるとともに有害図書の廃棄ポストを新設します。	—	有害図書廃棄ポスト 1ヶ所設置

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課
4・子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅の確保				
	多子世帯の市営住宅への優先的入居	3人以上の18才未満の児童のいる者で、速やかに市営住宅へ入居することを必要としているものについては、市営住宅に優先的に選考して入居させることができると定められており、必要があれば優先入居制度の適用を検討します。	該当なし	優先入居	建設課
	市営住宅入居情報提供の促進	ゆとりのある住宅の確保に資するため、市営住宅の入居募集を広報むろとに掲載するとともに、主要公共施設へ掲示し情報提供を促進します。	12ヶ所	12ヶ所	建設課
	室内空気環境の安全性の確保	室内空気環境の安全性を確保するため、新設公営住宅においては、基準に基づきシックハウス対策を実施します。	8戸	新設件数	建設課
	(2) 良好な居住環境の確保				
	室戸中央公園の整備	市民の健全な心身を育む場所として、現在までに体育館・運動広場・テニスコート・相撲場が完成しており、今年度には多目的広場が完成予定です。また17年度からは散策道を整備することで四季を通じ野鳥や昆虫の観察、植物や樹木の観賞や散策ができ、健康の増進を図るとともに自然とのふれあいや環境学習の場として整備をします。	1ヶ所	1ヶ所	建設課
	室戸広域公園の整備	三世代が四季を通じて地域の自然・文化に接し、心身の健康づくりの場、多様なレクリエーションの活動の場として整備が進められており、多目的広場、フィールドアスレチック、子供用遊具も備え付けられています。今後も遊歩道等の整備により家族の憩いの場として更に充実されるよう要望します。	1ヶ所	1ヶ所	建設課
	室戸岬新港周辺の公園等の整備(トロム)	多目的スペース(芝生公園、ビーチバレーコート)が平成16年度に整備され、イルカ飼育施設とともに家族の遊び場・憩いの場として活用されています。今後、公園内に多目的スペースのグラウンドや子ども用の遊具施設の整備を要望していきます。	1ヶ所	1ヶ所	水産課
	(3) 安全な道路交通環境の整備				
	幅の広い歩道等の整備によるバリアフリー化の推進	平成15年度着工17年度完成予定の市道西松原湊線(吉良川小学校通学路)については、幅員2mの幅が広く段差の少ない歩道の設置を行っており、今後新設・改良を進める(要望する)箇所についても、幅の広い歩道の設置によるバリアフリー化を行って行きます。	市道西松原湊線新設改良工事 H15年度より着工	歩道設置 幅員2m× 延長400m	建設課
通学路・通園路の安全環境の整備促進	歩道のない学校・保育所の通学・通園路について学校・保育所等の関係機関と道路管理者との協議のうえ、必要な場所にスクールゾーン等の表示を行い園児・児童・生徒等の交通安全に配慮します。	1ヶ所	3ヶ所	建設課	

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課
4・子育てを支援する生活環境の整備	(4) 安心して外出できる環境の整備 公園や公共施設等の乳幼児トイレ等の整備	公園や公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器・ベビーチェア及び親子で利用することのできるスペースの設置等子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備の促進を図ります。	3ヶ所	4ヶ所	建設課
	子育てバリアフリーマップの作成・配布	市内においても県立広域公園や室戸岬新港周辺（トロム）など、乳幼児と一緒に安心して出かけることのできるバリアフリー化や乳幼児用のトイレが整備された施設も順次整備されています。こうした公園や公共施設などの場所を示した「子育てバリアフリーマップ」を作成し子育て世代に配布します。	—	配布	福祉事務所
	(5) 安全・安心なまちづくりの推進 防犯灯の設置	防犯灯は、市内各地の通学路や生活道に多数設置しており、その維持管理に努めるとともに、防犯上危険と認められる地域については、今後も新設を行います。	新設年間7件	新設年間7件	総務課
	児童手当の支給	小学校3年生（平成16年6月より支給範囲拡大）までの子どもを養育している親には児童手当を支給します。また、母子手帳交付時にパンフレットを配布し制度の周知を図ります。	小学3年 年度末	国の基準	福祉事務所
	(6) 経済的負担の軽減 乳幼児医療費の助成	0歳から3歳の誕生日の前日の属する月までの乳幼児を対象に医療費の助成を行います。また、就学前児童（6歳の3月31日まで）を対象に入院時の医療費の助成を行います。	0歳～3歳未満入院・外来 3歳～6歳入院	0歳～3歳未満入院・外来 3歳～6歳入院	福祉事務所
	保育料の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減のため、引き続き第2子以降の保育料の減額を行います。	第2子 1/2 第3子 以降 1/10	第2子 1/2 第3子 以降 1/10	福祉事務所

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
5・職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 多様な働き方の実現	育児休業制度・看護休暇制度の普及啓発	平成18年度に男女共同参画プランの策定、平成19年度に男女共同参画社会づくり条例の制定を行い、男女を問わず育児休業、看護休暇の取りやすい職場環境づくりのための広報・啓発活動を積極的に推進します。	—	男女共同参画プラン策定及び条例策定	人権啓発課
		家庭における男女共同参画意識の啓発	平成18年度に男女共同参画プランの策定、平成19年度に男女共同参画社会づくり条例の制定を行い、家庭における固定的な役割意識を改め、男女がともに協力しあう男女共同参画意識啓発に努めます。	—	男女共同参画プラン策定及び条例策定	人権啓発課
		育児休業制度・看護休暇制度の普及啓発(再掲)	平成18年度に男女共同参画プランの策定、平成19年度に男女共同参画社会づくり条例の制定を行い、男女を問わず育児休業、看護休暇の取りやすい職場環境づくりのための広報・啓発活動を積極的に推進します。	—	男女共同参画プラン策定及び条例策定	人権啓発課
	(2) 仕事と子育ての両立の推進	病後児保育(施設型)(再掲)	保育所に預けている子どもが病後の回復期で、まだ集団保育が困難な状態のときに、保育士又は看護師が保育所の空き部屋などを利用して一時的に預かれる施設の設置を検討します。	—	1ヶ所	福祉事務所
		一時的保育(再掲)	保護者の病気、育児疲れの解消など、さまざまな理由に対応して、一時的に保育所で子どもを預かります。現在、浮津保育所で実施していますが、地理的な面を勘案し1ヶ所増設を検討します。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所
		放課後児童クラブ(再掲)	仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に児童館などを利用して、指導員を配置し適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ります。室戸地区で1ヶ所実施していますが、地理的条件なども考慮したうえで1ヶ所の増設を検討します。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
6・子どもの安全の確保	(1) 子どもの交通安全の確保	保育所の交通安全教室	保育所、警察、交通安全指導員等と連携し、着ぐるみや紙芝居等を使用し分かり易く、楽しい交通安全教室を実施します。	年3回	年10回	総務課
		小学校の交通安全教室	学校、警察、交通安全指導員等と連携し、1, 2年生については国道等で信号機を利用した横断の練習や3年生以上は運動場での自転車教室等の交通安全教室を実施します。	年15回	年15回	総務課
		中学校の交通安全教室	学校、警察、交通安全指導員等と連携し、ヘルメットの着用徹底や運動場での自転車教室等の交通安全教室を実施します。	年2回	年7回	総務課
		街頭指導の徹底	各交通安全週間・毎月20日の県民交通安全の日などに警察・交通安全指導員等の関係機関、学校関係者・PTA等と協力し、朝の通学時間帯に通学路で街頭指導を行い、交通安全意識の高揚を図ります。	各交通安全週間及び県民交通安全の日	各交通安全週間及び県民交通安全の日	総務課
		チャイルドシート使用推進	チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について広報・チラシ等により積極的に啓発します。	年1回	年1回	総務課
		チャイルドシートの正しい使用方法等の講習会の開催	乳児健診・子育てひろば等の機会を活用し、乳幼児を持つ親に対して、警察・交通指導員等の協力を得てチャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について実践的な研修会を開催します。	—	年2回	総務課 健康推進課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課
(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進	子どもを犯罪から守るための情報交換の実施	警察、学校、PTA、関係機関等で構成する運営協議会を年2回開催し情報交換を行うとともに、主任補導委員会、地区補導委員会（9地区）等の開催及び年間延べ352人、計22回のパトロールを各地区で夏休みや夜間に実施しており今後も継続して実施します。また、別に補導センター独自に22回の夜間補導を実施します。	年2回	年2回	補導センター
	学校・PTA・関係機関によるパトロールの実施	各学校は必要に応じて学校付近、通学路等でPTAや関係機関等と連携してパトロール活動を推進しています。事件事故等の発生或いはその恐れがある場合には、教職員等が協力して保護者や家庭まで同行するなど、子どもたちの安全を図っており、今後においてもそれぞれの事象により適切な対応を行っていきます。	随時対応	随時対応	学校教育課
	子どもを対象とした防犯講習の実施（再掲）	学校の管理下での事件・事故が大きな問題となっている状況を踏まえ、小学校低学年（一部では全学年）に防犯ブザーを配布しており、今後全学年に配布します。また、警察署や関係機関の協力により、防犯訓練や火災訓練等を実施するとともに、各学校で危機管理マニュアルを作成し、学校内での事件・事故が無いよう努めます。（再掲）	防犯ブザー 低学年全員に配布	防犯ブザー 全学年に配布	学校教育課
	地域で子どもを見守るシステムづくり	警察署により、各地区に「こども110番の家」が設置されており、日頃から地域において子どもの安全に気をかけてもらうとともに、万一の場合に備え、その活用方法を新入学児を含め、全児童に周知徹底するよう取組みます。また、他県で事例のある「ワンワンパトロール」等の新たな取組の検討をします。	周知	周知	学校教育課
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	保護者に対する相談・助言活動の推進	室戸市家庭児童相談室を窓口として、年4回中央家庭児童相談所による巡回相談を実施し、子どものことについてあらゆる相談に応じ（心身の障害を除く）専門的立場から相談に応じるとともに、内容により関係機関への紹介を行います。	年4回	年4回	福祉事務所
	子どもに対するカウンセリングの実施（再掲）	子どもと親の相談員や養護教諭等を活用し、悩みや不安等の解消に努めています。今後も何事も気軽に相談できる第3者的な存在となり得る者を児童・生徒の身近に配置し、子どもたちが心のゆとりを持てるような環境を作るよう取組みます。	相談員 1名	相談員 3名	学校教育課

		施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課
7・要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実	室戸の子どもネットワーク(再掲)	行政や市内の小・中・高及び保育所、警察、PTA連合会、家庭児童相談室、民生児童委員、その他関連機関・ボランティア団体の参加により、ネットワークを通じて児童をとりまく諸問題に取組み、個々の児童の心身の成長及び人格の形成に手をさしのべ、児童福祉の増進と健全育成を図るため、年1回「室戸の子どもネットワーク」を開催するとともに各地域でのケース検討会を実施します。	年1回	年1回 (地域ケース検討会の開催)	福祉事務所
		育児支援を要する保護者・児童への支援(一部再掲)	児童・保護者と関わるあらゆる機会に虐待防止と早期発見の観点からアセスメントを行っています。また、育児不安の強い保護者、育児支援を要する保護者・児童を対象に、育児支援教室としてゆうゆうひろばを月2回実施します。保育所への通所の有無に関わらず、月に数回はゆったりとした親子の時間を過ごし、遊びや親子のふれあい等を通して、育児不安の軽減に努めます。	随時対応 ゆうゆうひろば 月2回 実施	随時対応 ゆうゆうひろば 月2回 実施	健康推進課
		育児支援を要する児童へのネットワークの形成(再掲)	育児支援を要する児童・保護者に対し支援体制を整備するため、16年度より健康推進課、福祉事務所、保育所、教育委員会、心理判定員等との関係機関による育成指導事業の運営会議を実施します。	年2回 開催	年2回 開催	健康推進課
		里親登録制度の推進	家庭での養育に欠ける子どもに深い愛情と家庭的雰囲気を与えることにより、健全育成を図るため、県と協力して里親の登録を推進します。	—	登録人数3人	福祉事務所
	(2) 母子家庭の自立支援の推進	児童扶養手当	18才未満の子を持つ母子家庭の生活の安定と自立促進するため児童扶養手当を支給します。	月額 41,880円	国の基準	福祉事務所
	母子家庭自立支援教育訓練費補助事業	就職による経済的自立を図るために必要な技能・資格習得の教育訓練に要した経費の4割を補助します。	補助 限度額 20万円	補助 限度額 20万円	福祉事務所	

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
7・要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進	(2) 母子家庭の自立支援の推進	母子家庭医療費助成事業	18才未満の子を持つ母子家庭（所得制限あり）に対し、医療費の保険給付を受けるべき者が負担すべき額について助成します。	国の基準	国の基準	福祉事務所
		母子福祉資金貸付事業（市）	母子家庭の生活及び子女の教育に必要な応急的資金を融資します。	貸付 限度額 10万円	貸付 限度額 10万円	福祉事務所
		母子・寡婦福祉資金貸付制度（県）	母子家庭や寡婦の生活の安定を図るため各種資金の貸付を行います。	申請窓口 市福祉事務所	申請窓口 市福祉事務所	福祉事務所
		保育料の減額	保育所入所中の子どもを持つ母子世帯の保育料（所得制限有）は同水準の世帯より1段階低く設定し、経済的負担の軽減を図ります。	1段階減額（市民税均等割以下）	1段階減額（市民税均等割以下）	福祉事務所
		病後児保育（施設型）（再掲）	保育所に預けている子どもが病後の回復期で、まだ集団保育が困難な状態のときに、保育士又は看護師が保育所の空き部屋などを利用して一時的に預かれる施設の設置を検討します。	—	1ヶ所	福祉事務所
		一時的保育（再掲）	保護者の病気、育児疲れの解消など、さまざまな理由に対応して、一時的に保育所で子どもを預かります。現在、浮津保育所で実施していますが、地理的な面を勘案し1ヶ所増設を検討します。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所
		放課後児童クラブ（再掲）	仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業の終了後に児童館などを利用して、指導員を配置し適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ります。室戸地区で1ヶ所実施していますが、地理的条件なども考慮したうえで1ヶ所の増設を検討します。	1ヶ所	2ヶ所	福祉事務所
		市営住宅への優先入居	20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫である者で、速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、市営住宅に優先的入居制度の活用を検討をします。	該当なし	優先入居	建設課

体系	施策名	施策の内容	平成16年度	平成21年度	関係課	
7・要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	(3) 障害児施策の充実	育児支援を要する保護者・児童への支援 (一部再掲)	育児不安の強い保護者、育児支援を要する保護者・児童を対象に、育児支援教室としてゆうゆうひろばを月2回実施します。保育所への通所の有無に関わらず、月に数回はゆったりとした親子の時間を過ごし、遊びや親子のふれあい等を通して、育児不安の軽減に努めます。	ゆうゆうひろば 月2回 実施	ゆうゆうひろば 月2回 実施	健康推進課
		育児支援を要する児童へのネットワークの形成 (再掲)	育児支援を要する児童・保護者に対し支援体制を整備するため、16年度より健康推進課、福祉事務所、保育所、教育委員会、心理判定員等との関係機関による育成指導事業の運営会議を実施します。	年2回 開催	年2回 開催	健康推進課
		障害児保育 (再掲)	障害児と健常児との集団保育を、障害児一人ひとりの障害の種類・程度等の特性に十分配慮したきめ細やかな保育を実施します。全ての保育所で希望があれば受け入れられる体制をととのえます。	3ヶ所	必要箇所	福祉事務所
		小・中学校における障害児施策	障害があるため、小学校や中学校の通常の学級における指導によっては十分な教育効果が期待できない児童・生徒には、一人ひとりの状態に応じて学級を編成し、きめ細やかな教育が受けられるよう配慮します。	10校 14学級	必要箇所	学校教育課
		ボランティアの登録による放課後児童クラブでの受入	夏季・冬季の長期休業中、保護者が安心して働けるよう放課後児童クラブでの受入体制を整えるため、ボランティアの登録制度を実施します。	—	放課後児童クラブでの受入	福祉事務所
		地域における障害児施策	身体・知的障害児のうち、日常生活を営むことに支障のある在宅の方に対して、ホームヘルパーの派遣により、介護・家事等の支援を行います。	ホームヘルパー 派遣数 身体5 知的1	必要人数	福祉事務所
		特別児童扶養手当	心身に中度以上の障害のある20歳未満の児童を監護している保護者に支給します。ただし、児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所している場合は支給できません。	50,900円 (1級) 33,900円 (2級)	国の基準	福祉事務所
		障害児福祉手当	心身に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の方に支給します。ただし、児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所している場合は支給できません。	14,430円	国の基準	福祉事務所
高知県重度心身障害児療育手当	18歳未満の重度心身障害児を監護している保護者に支給します。ただし、児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所している場合及び障害児福祉手当を受給している場合は支給できません。	7,300円	県の基準	福祉事務所		